

## 謝金規程

### (目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本サードセクター経営者協会(以下、「協会」という。)が主催する事業において、講演、講義、指導等を行う講師又は指導者等(以下、「講師等」という。)に対する謝金その他の費用の支払いに関し、必要な事項を定める。

### (講師等の謝金)

第2条 講師等に対する謝金は、次に掲げる基準により算出した額を支給する。

	区分	基準額(1時間につき)
1	大学教授、弁護士、医師、公認会計士、著名民間専門研究者、民間企業経営者相当者	10,000円以内
2	大学准教授、民間専門研究者	8,500円以内
3	大学講師、税理士、民間企業部長級、民間技術者、国及び地方公共団体部長級	7,000円以内
4	大学助教、助手	5,500円以内
5	国及び地方公共団体係長級	3,500円以内
6	上記以外の者及び上記の区分により難しい場合	代表理事がその都度定める額

### (謝金の支払方法)

第3条 謝金の支払いに当たっては、講師等の所得税分を源泉徴収した上で、その残額を支払うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、講師等が法人として謝金を受領する場合は、源泉徴収は行わない。

### (講師等の旅費)

第4条 講師等の旅費は、原則として、最も合理的な順路によって要する交通費の実費を支給する。

2 講師等の宿泊費については、代表理事が必要と判断した場合に、実費を支給することができる。

3 講師等がやむを得ない事情によりタクシーを利用した場合は、代表理事の承認を得て、タクシー利用料金の実費を加算する。

第5条 以上の定めにかかわらず、代表理事は理事会の承認を経てこれを変更することができる。

附則 この規程は、平成24年4月23日から施行する。